# 省　令

**○文部科学省令第一号**

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項、第五十五条第一項及び第五十七条第一項の規定を実施するため、社会通信教育規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月三十日

文部科学大臣　永岡　桂子

社会通信教育規程の一部を改正する省令

社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （認定等の公示） | （認定等の告示） |
| **第八条**　認定した通信教育の名称、目的及び開始の時期並びに実施者の名称及び事務所の所在地は、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。これらの変更についても、また同様とする。 | **第八条**　認定した通信教育の名称、目的及び開始の時期並びに実施者の名称、代表者及び事務所の所在地は、官報で告示する。これらの変更についても、また同様とする。 |
| （廃止等の公示） | （廃止等の告示） |
| **第十三条**　認定を受けた通信教育の廃止を許可し、又は認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。 | **第十三条**　認定を受けた通信教育の廃止を許可し、又は認定を取り消したときは、官報で告示する。 |
| **附　則** | |
| この省令は、公布の日から施行する。 | |

**○厚生労働省令第十一号**

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （接種の方法） | （接種の方法） |
| **第十九条**　ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、市町村長が当該各号に掲げる方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、これらに準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法で接種を行うことができる。 | **第十九条**　ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種は、組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、第一回目の注射から五月以上かつ第二回目の注射から二月半以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するか、又は、組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。 |
| 一　組換え沈降二価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、第一回目の注射から五月以上かつ第二回目の注射から二月半以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法 | （新設） |
| 二　組換え沈降四価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法 | （新設） |
| 三　組換え沈降九価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを一月以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射した後、三月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法 | （新設） |
| **附　則** | |
| （施行期日） | |
| 1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。 | |
| （経過措置） | |
| 2　この省令の施行前の注射であって、この省令による改正後の予防接種実施規則第十九条第三号に規定するヒトパピローマウイルス感染症の注射に相当するものについては、当該注射を同号に規定するヒトパピローマウイルス感染症の注射と、当該注射を受けた者を同号の規定による注射を受けた者とみなして、同条（第三号に係る部分に限る。）の規定を適用する。 | |